

**令和6年度決算における地方消費税交付金（社会保障財源化分）
を充てた社会保障施策に要する経費について**

平成26年4月1日より消費税および地方消費税が5%から8%へ、令和元年10月1日より8%から10%へ引き上げられたことに伴い、地方消費税交付金の増収分についてはその使途を明確化し、社会保障に必要な経費に充てるものとされています。

女川町における令和3年度に交付された社会保障財源化分の地方消費税交付金の使途については、以下のとおりです。

< 嶢 入 >
地方消費税交付金（社会保障財源分） **93,859千円**

< 嶢 出 >
上記交付金が充てられた社会保障施策に要する経費 **1,900,057千円**

(内 訳)

(単位:千円)

区分	費 目	経費	財 源 内 訳				
			特定財源			一般財源	
			国・県 支出金	地方債	その他	地方消費税交付金 (社会保障財源化分)	その他
社会福祉	社会福祉費	410,542	116,074	0	3,366	19,992	271,110
	老人福祉費	132,921	2,686	0	0	9,292	120,943
	児童福祉費	434,986	98,408	0	16,689	22,902	296,987
社会保険	国民健康保険 特別会計繰出金	77,638	30,782	0	0	3,473	43,383
	後期高齢者医療 特別会計繰出金	32,145	22,239	0	0	657	9,249
	介護保険 特別会計繰出金	138,790	6,301	0	0	9,104	123,385
衛生健	保健衛生費	673,035	1,187	0	242,212	28,439	401,197
合 計		1,900,057	277,677	0	262,267	93,859	1,266,254

※地方消費税交付金（社会保障財源分）については、一般財源の比率により按分しています。